

長等学区避難所支援委員会設置要綱

1. 委員会の目的

長等学区において地震などの大規模災害が発生し、避難所が開設された場合、初動期は市の担当者と施設管理者が中心となって業務を進めるが、避難者の要望の取りまとめなど初動体制を確立するには、避難者(避難者リーダー)の協力が必要である。(「大津市避難所運営マニュアル」9頁)

その後、避難所で避難者による「避難所運営委員会」が設置されても、当初は同委員会への支援・協力が必要となる。

こうした役割を果たすため、学区内各種団体の協力により、円滑な避難所運営を支援する「避難所支援委員会」を設置し、下記の業務を行うこととする。

2. 委員会の構成

(1) 学区内団体からその代表として、次のとおり選出された委員により構成する。

- | | |
|----------------|-----|
| 1) 自治連合会 | 2名 |
| 2) 社会福祉協議会 | 2名 |
| 3) 民生委員児童委員協議会 | 2名 |
| 4) 体育文化連盟 | 2名 |
| 5) 青少年育成協議会 | 2名 |
| 6) 日赤奉仕団 | 2名 |
| 7) 長等分団 | 2名 |
| 8) 学区自主防災会 | 22名 |

計36名

(2) 委員会に会長および副会長2名を置く。会長は自主防災会会長を充て、副会長は会長が委員から指名する。

(3) 委員会に、長等小学校部会と皇子山中学校部会を置き、委員はいずれかの部会に所属する。部会に部会長を置き、部会長は委員会の副会長を充てる。

3. 委員会の業務

(1) 長等小学校部会は同小学校において、皇子山中学校部会は同中学校において、次の業務を行う。

①避難所運営委員会設置までの支援

- ・災害発生後の初動期・展開期において、避難所の開設およびに運営に際し、市担当者および施設管理者を支援する。

②避難所運営委員会に対する支援

- ・避難所の運営主体である「避難所運営委員会」の設置以降、同委員会に対し支援(設立直後の各班への助言など)を行う。

4. 委員会の開催および研修の実施

(1) 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(2) 長等小学校部会および皇子山中学校部会は、3(1)の業務が円滑に遂行できるよう、避難所運営マニュアルについての研修を行う。